

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人山口県タクシー協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を山口県山口市葵一丁目5番58号に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、一般乗用旅客自動車運送事業の公共性に鑑み、道路運送事業の適正な運営と利用者に対するサービスの改善を通じて事業の健全な発展を図り、もって社会公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業の適正な運営及び健全な発達に資するための調査、研究及び対策
- (2) 資料の収集及び統計の作成及び配布
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業に関する啓発及び広報活動
- (4) 関係諸官庁との連絡
- (5) 一般乗用旅客自動車運送事業に関する関係機関への要望・提言及びその実行の推進
- (6) 会報の発刊
- (7) 交通安全思想の普及及び事故防止対策の推進
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会 員)

第5条 この法人の会員は、一般乗用旅客自動車運送事業者で、本会の事業に賛同して入会したものとする。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第6条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会 費)

第7条 会員は、本会の事業活動に必要な経費に充てるため、入会金及び会費を納めなければならない。

2 入会金及び会費の額及び納入方法は、総会で定める。

3 本会は、本会の運営上特に必要があるときは、総会の決議を得て臨時会費を徴収することができる。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合において、その会員に対しては、決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本会の名誉をき損したとき。
- (2) 本会の目的に違反する行為があったとき。
- (3) 会員としての義務に違反したとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次の事由によりその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者でなくなったとき。
- (4) 総会員が同意したとき。
- (5) 第7条第1項の納入義務を4箇月以上履行しなかったとき。
- (6) 当該会員が解散したとき。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、会員としての一切の権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務を免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 入会金及び会費の額及び納入方法
- (5) 重要な資産の処分
- (6) 理事及び監事の報酬等の額
- (7) 会員の除名
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は、毎年1回、通常総会として事業年度終了後90日以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 前項の通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる

3 総会を招集する場合は、総会の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面をもって、総会の日の2週間前までに、会員に対してその通知を発しなければならない。

(議 長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(定足数)

第18条 総会は、総会員の議決権の過半数を有する会員の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第19条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 重要な資産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

(書面による議決権の行使等)

第20条 総会に出席できない会員は、書面又は代理人によってその議決権を行使することができる。

2 書面による議決権行使の場合は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、また、代理人による議決権行使の場合は、代理権を証明する書面を、あらかじめ本会に提出しなければならない。

3 第1項の規定により議決権を行使する場合の前2条の規定の適用については、当該会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議長があらかじめ指名した議事録署名人2人以上は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第5章 役 員

(役員の設置)

第22条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 12名以上24名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。

- 3 前項の会長をもって、法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、専務理事をもって、同項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐する。
 - 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。
 - 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。
- この場合において、その理事又は監事に対しては、決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

(役員の報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

第29条 本会は、法人法第111条第1項の役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第6章 理事会等

(構成)

第30条 本会に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する場合は、理事会の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、当該事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第24条第5項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(理事会運営規程)

第37条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会で別に定める「理事会運営規程」による。

(専門委員会)

第38条 会長は、本会の事業を推進するため必要と認めるときは、理事会の決議を経て、各種の専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。また、これを直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解 散）

第43条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属等）

第44条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

- 2 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

（事務局）

第45条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第10章 公告の方法

（公告の方法）

第46条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の代表理事は、森橋 律夫、最初の業務執行理事は、簸川角 章とする。
- 4 平成24年6月20日一部改正
- 5 平成29年6月20日一部改正
- 6 令和3年6月23日一部改正